

**民間職業仲介事業所に関する条約（181号）に係る  
2010年日本政府年次報告に対する意見**

2010年9月14日  
(社)日本経済団体連合会

**2. 質問Ⅱについての「専門家委員会の直接要請」**

**第14条について**

報告案では、「今後とも適正な運営が行われるよう、法違反に対する指導に力を入れてまいりたい」としている。

政府は、本年2月に「専門26業務派遣適正化プラン」を策定し、3月から4月を集中期間に、その後も引き続き指導を行っている。また、5月には「専門26業務に関する疑義応答集」が公表され、どのような業務が専門26業務に該当することになるのかが示された。

しかし、この内容が、とくに現場での運用レベルで従来の解釈よりも厳しく、26業務の範囲が狭く解釈されることが大いに危惧される。これにより、派遣先・元の労務管理上の対応だけではなく、派遣先における派遣労働者の業務遂行や、職場との一体感、キャリア形成などについても阻害することになりかねない状況が散見される。

この疑義応答集の内容は、自由化業務との区分を明確化するために充実する必要があるが、その際、企業現場の実態を踏まえることにより、無用の混乱を生ずることがないようにすべきである。また、地方労働局の指導に際しては、見解が分かれることなく、統一的な指導にあたることが求められる。

以 上